

事業者排出量削減計画書（新規・**変更**）

<b>（あて先）京都市知事</b>				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区烏丸三条上ル場之町604	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 西日本電信電話株式会社 京都支店 支店長 前田 洋 電話 075 - 2			
京都市地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	電気通信サービス業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成 18 年 4 月 ～ 平成 20 年 3 月			
基本方針	NTT西日本グループ地球環境憲章に基づいた、環境マネジメントシステムの取り組みにより、エネルギー消費効率の改善ならびに日常的かつ計画的な省エネルギー施策の実施によりCO <sub>2</sub> 排出量の削減を図る。			
推進体制	環境管理責任者を委員長とした「環境推進委員会」（平成13年度設置）により、環境方針に基づき実施計画の策定、削減計画目標に向けた進捗管理を行う。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度 設備、対象、工程等 計画内容			
	18～19 機械室空調設備	通信機械室空調設備の室外機フィン洗浄及び室内機フィルタ洗浄による冷房効率の向上		
	18～19 太陽光発電	太陽光発電システムの効果的な運用（伏見：直流連系、深草：交流連系）による電力使用量の削減		
	18～19 事務用空調設備	クールビズ・ウォームビズの奨励により事務室空調の冷暖房省エネ設定温度の徹底を図り空調電力使用量を削減		
	18～19 高効率設備の導入	通信設備用電源装置の更改時期に合わせた高効率設備への更改及び高効率通信設備の導入		
温室効果ガスの排出量等	年度 設備、対象、工程等 計画内容			
	19 事務用空調設備	事務室用空調設備の圧縮機の間欠運転機能付与施策による夏期空調電力使用量の削減		
	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分	33,620 t	38,777 t	15.3 %
	B 輸送車両排出区分	0 t	0 t	- %
C その他排出区分	0 t	0 t	- %	
排出合計	*1 33,620 t	*2 38,777 t	15.3 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）		
		取組量等		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m <sup>3</sup>	（削減量） t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kwh	（削減量） t	
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t	
削減量等合計		*3 t		
差引排出量 （排出合計 - 削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	
	*1 33,620 t	(*)2-(*)3 38,777 t	15.3 %	
特記事項	<p>・継続的な省エネルギー施策の実施により、計画的にCO<sub>2</sub>削減に努めているが、光IPサービス化による通信設備の高密度・高発熱化等から、成行きベースでは目標年度における電力使用量は増加となります。</p> <p>・電気通信サービスに使用する通信設備ならびに通信用電力設備について高効率化を図っているが、通信サービスの性格上省エネルギーは困難である。省エネターゲットを空調設備及び共通設備（照明等）に絞った施策の展開また、情報の電子化・IT利用によるエネルギー消費量削減を推進します。</p>			
連絡先	担 当 部 署			
	担 当 者 氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都市内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都市内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都市内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。